

# 少年院法の改正と第5種少年院について

2022.4.14 河合塾 KALS

本書『赤本 2022』p.514 において少年院の種別について第1種から第4種まで解説しておりますが、2022年4月に少年院法が改正され、第5種少年院が新設されました。

## 第5種少年院の対象者

以下の①と②の両方を満たす者が対象者となります。

- ① 特定少年（18歳・19歳の犯罪少年）が「2年間の保護観察」となる。
- ② 保護観察における遵守事項に対する重大な違反があり、本人の改善及び更生を図るために少年院における処遇が必要とされる。

## 注意

特定少年（18歳・19歳）の保護処分は、以下の3つのいずれかになります。

（『赤本 2022』p.516 参照）

- I. 6か月の保護観察
- II. 2年間の保護観察
- III. 少年院送致（3年以下）

このうちIIIの「少年院送致」は、従来通りの第1種から第3種の少年院（第4種は16歳未満なので該当せず）に送致されることとなります。今回新設された第5種少年院は、IIの「2年間の保護観察」となった上で、保護観察の遵守事項に対する重大な違反があり、少年院における処遇が必要とされる場合に該当するものとなります。

## 本連絡事項に伴う訂正

『赤本 2022』p.522 問5 「少年法の種類には、第1種…第5種がある。」

正解は×となっていますが、今回の法改正により○となります。

p523の解説文、「問5 第5種少年院は存在しない」は削除となります。

## 本資料の根拠となる条文の抜粋

(少年院法の一部改正)

第三条 **少年院法**（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「受ける者」の下に「(第五号に定める者を除く。次号及び第三号において同じ)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 **第五種** 少年法第六十四条第一項第二号の保護処分（※1参照）の執行を受け、かつ、同法第六十六条第一項の規定（※2参照）による決定を受けた者

**(※1) 第六十四条** 第二十四条第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第二十三条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が**特定少年**である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限り、これをすることができる。

- 一 六月の保護観察所の保護観察に付すること。
- 二 二年の保護観察所の保護観察に付すること。
- 三 少年院に送致すること。

**(※2) 第六十六条** 更生保護法第六十八条の二の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第六十四条第一項第二号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、これを少年院に収容する旨の決定をしなければならない。ただし、この項の決定により既に少年院に収容した期間が通算して同条第二項の規定により定められた期間に達しているときは、この限りでない。

出典：法務省 <https://www.moj.go.jp/content/001349121.pdf>

